

罹災証明申請書

中能登町長

(申請日) 令和 年 月 日

※申請日および太枠内を記入してください。

申請者 (世帯主)	住所 干 - 中能登町	電話番号
	(現在の連絡先) ☐ 上記住所と同じ	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所 ☐ 申請者住所と同じ	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害による
------	------------------------------

被災住家※ の所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	☐ 木造・プレハブ ☐ 非木造 借家の場合は所有者氏名() 中能登町
--	--

※住家とは、現実には居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水(0. 1m未満、0. 1m以上～1. 0m未満、1. 0m以上～1. 8m未満、1. 8m以上) ☐ その他被害(以下に記入)
-------	--

<自治体確認欄>

本人確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ 療育手帳 ☐ 障害者手帳 ☐ その他()		
個人識別番号	※住民基本台帳で確認	家屋物件番号	※家屋課税台帳で確認

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) →当該住宅の被害程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」となります ☐ 希望しない
-------------------------	--

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックしてください。

・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合

・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の
6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります。)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことが
あります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の 世帯構成員 (世帯主を 除く)			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

住家以外の 被害	建物所在地 ☐ 申請者住所と同じ 中能登町

罹災証明書の 必要枚数	枚
----------------	---

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の 所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました
--------------------------	--

(申請者住所と同じ場合は、下記の記入は不要)

罹災証明書 の交付方法	☐ 郵送 (〒 - 住所:) (宛先:)
	☐ 避難所()

